

第18回町田市農業委員会総会議事録

(2020年8月25日)

議長 　ただ今から、第18回 町田市農業委員会総会を開会いたします。

　本日の署名委員は10番・中嶋委員、11番・北島委員を指名致します。

　なお、石坂委員は所用のため欠席です。

　議案の審議に入る前に、日程第5、議案第41号「農地法第18条の規定による許可申請について」申請人から取り下げの申し出があったため、事務局長より議案の取り扱いについて説明をいたさせます。

事務局長 　日程第5、議案第41号で審議を予定していましたが「農地法第18条の規定による許可申請について」ですが、申請人から「取下書」の提出があり、昨日8月24日付けで受け付けいたしました。つきましては、審議の必要がなくなりましたため、本議案は取り下げとなります。

議長 　暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )

議長 　再開いたします。

　それでは議案の審議に入ります。

　日程第1、議案第37号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。

　別紙につきましては、事務局長より内容の説明をいたさせます。

事務局長 　(2件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

議長 　暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )

議長 　再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いします。

井上委員 　(2件の申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

議長 　ありがとうございました。議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

横田委員 　2件目の〇〇さんについては死亡とのことですが、特定生産緑地指定申請はどうなっているのですか。

事務局 　申請済みです。申請者が死亡しても、特定生産緑地の申請は人

でなく、土地について申請しているものなので、取り下げない限り有効です。

議長 ほかにも質問はありませんか。  
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。

続いて日程第2、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局長より内容の説明をいたさせます。

事務局長 (2件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)  
議長 事務局担当者より農地法第3条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農地法第3条について概要説明)  
議長 暫時、休憩いたします。

( 休 憩 )

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。

中嶋委員 (申請農地の耕作の状況等報告)

尾作委員 (申請農地の耕作の状況等報告)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決めます。

続いて日程第3、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局長より内容の説明をいたさせます。

事務局長 (許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)  
議長 事務局担当者より農地法第5条許可の流れ、許可の要件などに

- 事務局 長 について概要説明をいたさせます。  
(農地法第5条について概要説明)  
事務局 長 暫時、休憩いたします。  
( 休 憩 )  
再開いたします。議案の説明は終わりました。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。
- 若林委員 長 (申請者、申請理由について詳細を説明)  
議 長 議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。  
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。  
これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。  
( 挙 手 全 員 )  
挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。  
続いて日程第4、議案第40号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」別紙により上程いたします。  
別紙につきましては、事務局長より内容の説明をいたさせます。  
(申請者、賃貸借等の設定について説明)
- 事務局 長 事務局担当者より事業計画決定の流れや事案の詳細について説明をいたさせます。
- 事務局 長 (事業計画決定の流れ等について概要説明)  
事務局 長 暫時、休憩いたします。  
( 休 憩 )  
議 長 再開いたします。議案の説明は終わりました。  
午前中に生産緑地対策委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。
- 土方委員 本日、第1回生産緑地対策委員会を開催しました。担当委員の皆さんご協力ありがとうございました。この議案に対して色々な意見を出し合っ問題がないか検討しました。その結果、貸人、借人ともに問題なく農業を熱心にやっいて、現在、借人が三輪町で借りている農地についてもきれいに耕作されており、近隣住民ともトラブルがないことから、委員全員一致で承認するという結論になりましたので、報告いたします。

- 議 長 これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。  
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま  
す。  
これより採決に入ります。本議案のとおり事業計画を決定する  
ことに賛成の委員諸君の挙手を求めます。  
( 挙 手 全 員 )  
挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定す  
ることに決めます。  
続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項およ  
び報告事項について、事務局長に一括報告いたさせます。
- 事 務 局 長 専決事項（農地法4条6件、5条11件、納税猶予に関する適  
格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書7件）  
報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について  
0件）
- 議 長 暫時、休憩いたします。  
( 休 憩 )
- 議 長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませ  
んか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会い  
たします。